横浜町スポーツ功労賞・スポーツ指導者賞
スポーツ賞・スポーツ奨励賞
授与基準

§目　　的§

横浜町民（在学、在勤のため横浜町に通学、通勤するもの、在学のため町外に居住しているものを含む）及び横浜町に所在する団体で、スポーツの振興に功績のあったものを並びにスポーツ活動において優秀な成績をおさめたものを表彰することを目的とする

§表彰の種類§

スポーツ功労賞	一般成人	スポーツ賞	高校生以上
スポーツ指導者賞		スポーツ奨励賞	小・中学生

1．スポーツ功労賞

（1）社会体育の振興につくし、その功績が特にすぐれたもの。
（2）永年にわたり選手の養成及びスポーツ団体の育成指導に寄与し、その功績が著しいもの。
（3）その他、体育・スポーツの振興において特に功労があったもの。

2．スポーツ指導者賞

（1）スポーツ活動の各種大会で優秀な成績をおさめ模範となる選手等の指導及び育成において特に貢献があったと認めたもの。
（2）永年にわたり選手の養成及びスポーツ団体の育成指導に寄与し、その功績が著しいもの。
（3）その他教育委員会が特に表彰することが適当と認めたもの。

３．ス ポ ー ツ 賞

（１）国際大会の代表選手、各種全国大会、又はこれに準ずる大会、東北地区大会に優秀な成績をおさめたもの。（全国大会においては８位以内に入賞、東北地区大会においては３位以内に入賞したものをいう。各種全国大会とは、国民体育大会、全日本選手権大会、全日本大学選手権大会、全国高校選手権大会等をいい、東北地区大会とは、東北ミニ国体、東北地区大学総合体育大会、東北高校選手権大会等の大会に準ずる。）
（２）各種大会（県高校総体、県春季・秋季選手権等）で優秀な成績をおさめたもの。（高校においては２位以内、一般については県民体育大会等で優勝のものとする。）
（３）その他教育委員会が特に表彰することが適当と認めたもの。

４． スポーツ奨励賞

（１）県大会以上の予選を兼ねた郡大会で優勝したもの、又は県大会以上の大会において優秀な成績(３位以上相当のもの)をおさめたもの。（冠大会は郡大会と認めない。）
（２）その他教育委員会が特に表彰することが適当と認めたもの。

‡表 彰 の 規 則‡

１．前号の該当する場合で素行上問題のあるものについては除外するものとする。
２．スポーツ賞並びにスポーツ奨励賞については、表彰を受けたものが年度を越えて表彰に価する成績をおさめた場合でも重ねて表彰を受けることができる。

‡対　象　期　間‡

令和７年１２月１日　～　令和８年１１月３０日